

【表紙】

【提出書類】 臨時報告書

【提出先】 関東財務局長

【提出日】 平成30年6月5日

【会社名】 ソシエテ・ジェネラル  
(Société Générale)

【代表者の役職氏名】 最高経営責任者 フレデリック・ウデア  
(Frédéric OUDÉA : Chief Executive Officer)

【本店の所在の場所】 フランス共和国 パリ市9区 ブルバール オスマン 29  
(29, boulevard Haussmann, 75009 Paris, France)

【代理人の氏名又は名称】 弁護士 黒田 康之

【代理人の住所又は所在地】 東京都千代田区大手町一丁目1番1号 大手町パークビルディング  
アンダーソン・毛利・友常法律事務所

【電話番号】 03-6775-1000

【事務連絡者氏名】 弁護士 乙黒 亮祐  
弁護士 小野 愛菜  
弁護士 濱崎 友彦  
弁護士 足立 理

【連絡場所】 東京都千代田区大手町一丁目1番1号 大手町パークビルディング  
アンダーソン・毛利・友常法律事務所

【電話番号】 03-6775-1446

【縦覧に供する場所】 該当事項なし

(注) 本書において便宜上記載されている米ドルまたはユーロの日本円への換算は、平成30年6月4日現在の株式会社三菱UFJ銀行の対顧客電信直物相場の仲値(1米ドル=109.66円または1ユーロ=128.01円)による。

## 1【提出理由】

本臨時報告書は、ソシエテ・ジェネラルに対する米国司法省（以下「DOJ」という。）、米国商品先物取引委員会（以下「CFTC」という。）およびフランス金融検察局（以下「PNF」という。）による捜査の解決について、金融商品取引法第24条の5第4項ならびに企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第1項および第2項第6号の規定に基づき、提出されるものであります。

## 2【報告内容】

### 解決の内容および支払金額

ソシエテ・ジェネラルは、銀行間取引金利に係るベンチマークに関する業界全体にわたる捜査の一環として、一定のロンドン銀行間取引金利および欧州銀行間取引金利の設定のためのソシエテ・ジェネラルによる2005年から2012年にかけての提出の問題（以下「IBOR問題」という。）を解決するために、DOJおよびCFTCとの間で契約を締結した。

これらの契約はまた、リビア投資庁を含むリビアの関係者が関与する過去の行為に関するDOJの米国海外腐敗防止法（FCPA）違反の捜査およびPNFが開始したかかる行為に関するフランスの腐敗行為防止法の違反に関する捜査（以下「リビア問題」という。）を解決するものでもある。

かかる和解の一環として、ソシエテ・ジェネラルは、DOJ、CFTCおよびPNFに対して総額約1.3十億米ドル（142,558百万円）の罰金を支払うことに合意した。かかる罰金には、IBOR問題に関するDOJに対する275百万米ドル（30,156.5百万円）の罰金およびCFTCに対する475百万米ドル（52,088.5百万円）の罰金ならびにリビア問題に関するDOJに対する292.8百万米ドル（32,108.448百万円）の罰金およびPNFに対する250.15百万ユーロ（292.8百万米ドル）（32,108.448百万円）の罰金が含まれる。

これらの罰金の支払いは、IBOR問題およびリビア問題について割り当てられ、ソシエテ・ジェネラルの会計上計上された引当金により全額カバーされる。そのため、これらの支払いはソシエテ・ジェネラルの業績に影響を及ぼさない。これらの支払いの後、訴訟引当金は約1.2十億ユーロ（153,612百万円）に相当する金額となる。

これらの解決策の一環として、当行は、既の実施している措置に加えて、当行の内部的な方針、手続および統制が、関連する腐敗防止、贈収賄および相場操縦に関する法律への違反を防止し、検知できるよう設計されていることをさらに確実にすることを約束した。

かかる和解の一環として、IBOR問題およびリビア問題について、当行は、DOJとの間で3年間の訴追猶予契約を締結することに合意した。当行がこの契約の条項を遵守した場合（当行はその遵守に全力を尽くす。）、ソシエテ・ジェネラルに対する訴追は免除される。これらの和解については、独立の遵守状況監視措置はとられない。また、投資商品の発行を事業とする当グループの子会社であるSGA Societe Generale Acceptance, N.V.（以下「SGA」という。）は、リビア問題に関して米国において有罪であることを認めることに合意した。かかる有罪の自認は、発行会社として債務を履行するSGAの能力に影響を及ぼすものではなく、ソシエテ・ジェネラルはかかる債務の保証を継続する予定である。

PNFとの契約（フランスのサパン 法で導入された公益司法協定 (*Convention Judiciaire d'Intérêt Public*)）（刑事責任の認定には関係しない。）において、ソシエテ・ジェネラルはまた、フランス腐敗防止庁（AFA）が、2年間、当行が導入した腐敗防止措置の質および実効性を検証することを約束した。

ソシエテ・ジェネラルは、捜査に協力したことから、当局から大きな信頼を得ており、当行は、和解契約に従って当局への協力を継続することに合意した。

PNFおよびDOJとの和解は、フランスおよび米国の裁判所に対して、それぞれ6月4日および5日の聴聞のために提出され、上記の2つの問題についての捜査は完了する予定である。CFTCとの契約によってIBOR問題に関するCFTCの捜査は完了する予定である。IBOR問題に関しては、当行は、米国における民事訴訟での防御およびニューヨーク州金融サービス局を含むその他の当局からの情報提供の要請への対応を継続する。

以 上